

# かわさき市民オンブズマン 会 報 第62号

隔月発行

2007年12月13日

主張 この起債は脱法ではないか 代表幹事 清水芳治 2

かながわ・かわさき合同幹事会

県立新ホール計画への取り組み 佐藤満喜子 3

神奈川県議会報告—常任委員会の傍聴をめぐって— 赤倉昭男 4

県議会「議会改革検討会議」議事録不存在で異議申立 保坂令子 5

川崎市議政務調査費

監査委員が2年分約1億2千万円返還勧告 内田 隆 6

消防署・ホテル混在建物へ融資「違法」と市長提訴（朝日新聞07. 11. 22） 8  
「産廃施設の負担金違法」

3市民オンブズ 知事・2市長を提訴（朝日新聞07. 11. 29） 9

「不当に高額、裁量権逸脱」市民ら住民監査請求（東京新聞07. 11. 23） 1 2

十字路

後期高齢者医療制度とは 佐々木玲吉 1 0

トルコ紀行 その1 2 ハットウシャ 望月文雄 1 1

会計報告 1 3

編集後記

今年最後の幹事会  
12月18日午後6時中原市民館で  
開催  
引き続き忘年会

## 主張

# この起債は脱法ではないか

代表幹事 清水芳治

このところ地方財政診断に関する報道が盛んである。そんな折、市民として看過できない事態が生じている。

川崎市はかわさき港コンテナターミナル株式会社（KCT）の破産に際し融資団に損失補償を実行した。私たちかわさき市民オンブズマンはこの損失補償は「財政援助制限法」に違反した違法行為であり、無効であるとして横浜地裁に提訴した。その結果は昨年11月15日の地裁判決の通りである。

ところがすでにこの判決に違背する二つの事例にわれわれは直面している。

一つは「かながわ廃棄物処理事業団（クリーンセンター）」に対する財政支出であり、他の一つは川崎市の「消防署・ホテル併合施設（併合施設）」の資金問題である。

クリーンセンターは神奈川県、横浜市、川崎市と産業廃棄物処理業者が出資する第三セクターの事業施設であるが、施設建設にあたって融資を受けた日本政策投資銀行に対し3つの地方公共団体が「慣例のように」損失補償契約を締結している。問題なのは3団体が負担金として支出している金額とクリーンセンターが銀行に返済している額がほぼ同額であることだ。KCTは破綻してから損失補償をしたために裁判沙汰にもなったが、何のことはない、クリーンセンターは事前に債務返済を履行する、いわば破綻隠しが公然と行われているために、違法行為である損失補償の実行が隠蔽されているのである。

併合施設はどうであろうか。金融機関から融資を受けるとすれば、金融機関は当然資産のないまちづくり公社に融資する際は川崎市に損失補償を求めるであろう。ところが地裁判決が確定している。さすがに損失補償をせねばならない方法は選択できない。

初期投資が必要なディベロッパーには進出を断られた。では開発を推進するためにはどうするか。

川崎市に資金的ゆとりはない。そこで捻り出されたのが川崎市が起債し、公社に資金を貸し付けるという手法なのだ。市と公社との関係は直接であり何者も介在しないのだから、公社に支払い能力がなくなれば、直ちに川崎市が損失を背負い込むことになる。いわば損失補償であり、債務保証そのものである。

朝日新聞11月24日号は「自治体が経営悪化の第三セクターを破綻処理する際、損失補償の支払いなど必要な経費を地方債で賄うことを認める制度の導入を、総務省が検討していることがわかった。」と報じている。背に腹はかえられぬ、利息ばかり増え続ける苦境を乗り越える方便かもしれないが、見方を変えれば金融機関救済策でもあるこの政策は、財政規律を保つ上から問題なしとはしない。

併合施設建設のための川崎市の起債による資金調達、安易な方法と思われ、多くの問題を抱えることを指摘しておきたい。

新聞報道で周知のようにわれわれオンブズマンはこの2件につき、横浜地裁に提訴するところとなった。

## 県立新ホール計画への 取り組み

佐藤満喜子

### 「神奈川芸術劇場」ができる？！

地価100億円超ともいわれる横浜市の山下町県有地（ドームシアター跡地）に、客席数1300のホール、小公演も可能な大小スタジオを含む新県立ホール（「神奈川芸術劇場」）ができることをご存じだろうか？

新ホールは、山下町再開発事業の一部として計画されており、民間商業施設やNHK新放送会館とともに建設される。この再開発事業は、都市再生機構（UR）と民間事業者が共同施工するもので、県は、地権者として土地を提供し、新ホール部分の建物を受け取る、つまり県の資産が土地から建造物へと形を換えるわけである。計画はすでに設計段階を終え、現在はこの箱物をどう運営していくかを、検討委員会を設置して論議している最中である。

この計画への切り口は、県有資産の転用や建設の是非、URなど外部委託の問題、ホールがNHKとの合築であることなど多々考えられるが、当オンブズマンとしては県民に開かれた形で計画されていくかどうかに関心を絞り、情報公開や委員会の傍聴を続けている。

### 画期的な審査会答申

ホール部分の設計に関しては、県が2006年4月に「県立新ホール設計等検討委員会」を設置したので、さっそくその資料を情報公開請求した。ところが、肝心の設計図面が全面非公開になってしまった。会議が公開されても、肝心の設計図なしではどんな劇場になるのか県民にはさっぱりわからない。

県は、URに業務委託していることや図面は設計者から非公開を条件に提供されたことなどを理由にあげていたが、これではこの手

の行政の計画公表は、外部委託業者の意のままになってしまう。

当オンブズマンは、直ちに情報公開審査会に不服申立を行った。07年2月7日、設計図公開の答申結果がでたが、画期的だったのは、答申書の次のような部分であった。

・「検討委員会の議論を傍聴する者の理解を促進するために、委員に配布された資料の参照を傍聴者に許す可能性もあり得たものと認められる」

・「設計にあたり、広く県民の意見を取り入れることが求められており、そのためには、検討過程における本件設計図面の公開が必要」

・「行政事務のアウトソーシングの進展している現状を考えると、民間会社に委託される業務の成果物について、任意に提供された情報であることを理由として直ちに条例第5条第5号に該当する情報であると認めると、条例の目的とする、公正で開かれた県政の実現を図り、（中略）県民と県との信頼関係を一層増進することが困難となる」

答申は単に公開非公開を決定しただけでなく、県の付属機関の会議傍聴者への資料配布にも言及し、設計計画段階での県民意見聴取を求め、民間への委託業務の情報公開に警鐘を鳴らしたのである。この内容は、各種の会議傍聴や公聴制度にも広く活用できる内容ではないだろうか。

### 傍聴者に資料配布

07年5月、設計が終了し、新たに、劇場としての運営計画策定のための「県立新ホール開設推進委員会」が設置された。この委員会では、当初から傍聴者にも委員と同じ審議資料が配布されるようになり、傍聴者を意識しているのか、委員の発言の端々に「県民への説明責任」とか「透明性」という言葉がたびたび登るようになった。やったね！

### 今後も注目を

当初、この劇場は2010年秋の横浜開港150周年記念行事として、開場する企画のはずであったが、施工該当事業者がいずれも談合によ

る指名停止中で応札が無く、オープンは半年以上遅れる。開場後は、ミュージカル、バレエ、オペラなどの自主企画や長期公演を中心とした創造型劇場を目指すという。真の意味で、県民のための文化施設として発信し続けていけるかどうかは、県民自身の関心や声にも左右されるであろう。今後の成り行きに注目していただきたい。

<以下は、経緯の説明なし、感想のみ、の短縮版>

非公開になった設計図は、計画内容が最も具体的に示された資料である。県は、URに業務委託していることや図面は設計者から非公開を条件に提供されたことなどを理由にあげていたが、これでは行政の計画公表は、外部委託業者の意のままになってしまう。

そこで当オンブズマンでは直ちに情報公開審査会に不服申立を行い、大川、小沢両弁護士が厳密な反論を書いてくださった。両弁護士がメール上で反論書を仕上げている様は、「やっぱ専門家はすごいわ」のひと言。

審査会委員への意見陳述では、さらに濃密なやりとりが交わされた。担当した玉巻委員は、両弁護士と利用者の立場としての私、3人の陳述を丁寧に聞いてくれたようで、続く質疑では終始本質的な論議が交わされ、制限時間を超しそうな勢いであった。審査会への意見陳述は数回体験したが、ここまで丁々発止の質疑は初めて。ギャラリーが少ないことがもったいないくらいであった。審査会の積極的な判断を高く評価したい。

(かながわ市民オンブズマン代表幹事)



## 神奈川県議会報告 — 常任委員会の 傍聴をめぐる —

赤倉 昭男

時間厳守がニュースになるなんて！

県議会の傍聴を話題にするときは、きまって「時間」や「審議資料」のことがテーマになってしまう。つまり、傍聴を希望するときは、朝10時20分厳守で県庁舎・議会棟の5階の議会局にある「傍聴者受付」に到着が鉄則、1分遅れてもダメ。希望する委員会用の申し込み用紙に住所、氏名を書き、受付番号札をもらう。そして8階の傍聴者待合廊下で、いつとも分からない「その時」を待つのだ。問題は委員会の開始時間のデタラメさである。これまでの経験では、なんとなく11時ごろに始まるようだというのが常連の認識だった。

ところが、9月議会から“常任委員会の開始時間は原則午前10時30分から開始”とのニュースが広がった。これは、5月の議長選挙の結果就任した松田良昭議長の決断によるものという。松田議長は、議会改革を掲げたマニフェストで議長選を戦ったそう。私たちは、就任間もない議長を訪ね、議会改革の要望を届けたが、気持ちよく対応してもらった記憶がある。そうした経緯を経ての“時間厳守”であったが、会議を時間通り開始、というのは世間の常識だが、県議会ではこれがニュースになったのである！

もともと決まっていなかった  
常任委員会の開始時間！

私は、議会の諸会議の「開始時間」を知りたくて、県議会議会局の議事課議事班に問い合わせ、驚いた。その結果は次のようなものだった。

1. 本会議は、『県議会会議規則』に開会時間を午後1時から5時と規定。

2. 予算委員会は、『県議会予算委員会要綱』で開会時間を10時30分と規定。

3. 常任委員会は、条例、規則、要綱のいずれにも時間の規定はない。

（したがって、常任委員会は委員長が独自の判断で決めているのが現状。）

これにはびっくりである。神奈川県議会だけでなく、多くの地方自治体では、常任委員会が審議の中心になっていて、本会議は“セレモニー”化している。それにもかかわらず、常任委員会が会議の開始時間さえ固定しておかないことには驚く。これまで多くの常任委員会が11時近くまで会議をスタートさせなかったのはなぜか。議会関係者の話では、会派ごとの団会議などが議案について打ち合わせをしたり、ひどい時には遅刻の委員長を待っているときもあるという。

会議の時間厳守は世間一般の常識だし、県議会は県民の傍聴者が始まりを待っている会である。そのことを考えただけでも、委員長や委員は、決して驕ることなく、「10時半開始」を厳守してもらいたい。

### 早急に『常任委員会条例』で 開始時間を決定せよ

本会議や予算委員会ではきちんと規定している開始時間を、議会は早急に『常任委員会条例』で、午前10時30分の開始ということの規定してもらいたい。そして、ついでに言えば、傍聴者は随時入室可能とし、10時20分以降の受付は行わないなどの、県民軽視の規則やルールはやめにしてほしい。議会における会議の原則公開は、民主主義政治制度のポイントであり、どの会議も県民が自由に傍聴できる環境を一日も早く作ってもらいたい。

### ・まだ足りない審議資料の提供

6月定例会から、常任委員会の傍聴者に「審議資料」が提供されるようになった。それまで配布されていた「次第」「席表」（共にA4判1ページ）に加えて、「委員会報告資料」と「委員会資料」の2種。このタイトルでは何が内容なのか分からないが、要は当日の議

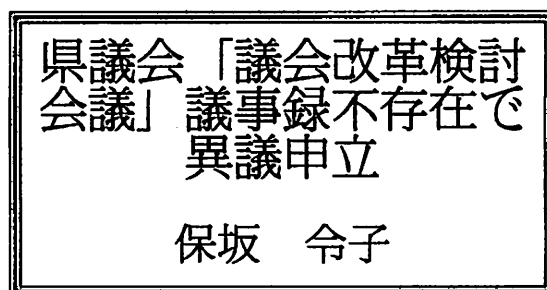
題のあらましであり、実際に審議に供せられる100ページを超える資料の本体や、陳情・請願の写しは見ることは出来ない。これらの全ての資料の提供をさらに求める申入書を11月22日に提出した。

### 傍聴者定員8人にこだわらない 弾力的対応も求めたい

ある常任委員会の傍聴席で空席が目立つ一方で、他の常任委員会では抽選で外れた人が帰宅を余儀なくされる県議会。もう少し弾力性をもった対応が出来ないものか。

これまでの経験から、文教常任委員会などは抽選が多い。全ての委員会とは言わないまでも、議会局が経験的につかんだ委員会ごとの傍聴者数を調べ、委員会室を広いものにする、用の無い職員の出席者を制限するなど、県民優位の姿勢を見せてもらいたいものだ。これも前述の「申入書」に書き加えられた。

（かながわ市民オンブズマン代表幹事）



川崎市議会の政務調査費の交付に関しては、  
①今年1月→「1件5万円以上の支出に領収書添付」の義務づけで会派合意成立 ②同5月→改正交付条例施行 ③11月19日→交付条例を再度改正し「1円以上の支出に領収書添付」することについての会派合意成立 ④11月27日→住民監査請求を受けて目的外支出1億2000万円の返還請求をするよう市監査委員が市長に勧告 と目に見える動きがありますが、県議会の状況はこれとはかなり違います。

今年2月、県議会の自民、民主、県政、公明の4会派はようやく重い腰をあげ、収支報告書への領収書添付について、4会派のみで構成する「議会改革検討会議」（自民4人、



民主2人、県政・公明各1人)で議論して1年程度で結論を出す、と表明しました。

かながわ市民オンブズマンでは、3月に開催した集会で①検討会議への全会派参加と会議の公開 ②金額条件をつけず全領収書の添付の義務づけの2点を集会アピールとして採択し、6月には同趣旨の申入れを、議長、検討会議座長に対して行いました。

しかし、この検討会議の動きについては、6月に開催した2回で「委員会傍聴者に対する資料の提供(貸与)」と「委員会の夏季服装は原則ノー上着、ノーネクタイ」を決めた、ということ以外は一向に伝わってきません。そこで8月17日開催の第5回議会改革検討会議の配付資料と議事録を情報公開請求したところ、1枚ペラの「次第」のみが開示されました。議事録は「公開請求に係る行政文書を管理しておらず不存在」ということでした。開示された次第をみると、政務調査費の「使途基準の明確化」と「領収書等証拠書類の公開」が協議事項になっており、まさに私たちが知りたい内容。議会局の職員は会議に同席しているが記録はとっていない、ということです。

答申として議論の結果をまとめるためには、各会議の記録をとらない、ということはないし、記録をとらないなら議会局職員は委員からの質問に答えるためだけに同席していたと言うのでしょうか。かながわ市民オンブズマンはこの処分を不服とし、10月29日、県議会議長に対し異議申立を行いました。

本年11月16日、青森地裁は、議会会派代表者会議記録メモの不開示処分の取消しを求めて弘前市民オンブズパーソンが提起した情報公開訴訟で「メモは公文書に該当する」として、市議会の不開示決定を違法と判断しています。県情報公開審査会の判断を興味深く見守りたいと思います。

・政務調査費についての議会での議論の進め方に限って言えば、川崎市議会は県議会よりもはるかに公開度が高いと言えるのですが、今般の個別外部監査人および市監査委員の目的外支出の認定内容を見ると、単にガードが緩い(暢気?)ということなのか、という気もしてきました。

(かながわ市民オンブズマン事務局長)

## 川崎市議政務調査費 監査委員が2年分 約1億2千万円返還勧告

2007年11月27日  
全国市民オンブズマン連絡会議  
事務局  
内田 隆

『政務調査費改革かながわ見張番』(総代表 奥田久仁夫)が、川崎市議各会派に支給された2003～06年度政務調査費会派支給分合計3億1080万3107円の返還を求めて行った住民監査請求に対する監査結果が川崎市監査委員から07年11月7日付で公表され、2005～06年度分1億2041万5357円の返還勧告がなされました。

住民監査請求での返還勧告額は大阪府に続いて2番目に高額です。

今回、全国3例目の個別外部監査による政務調査費の監査が行われ、03～04年度分についても1億2163万0429円は目的外支出だと個別外部監査人は認定しましたが、川崎市監査委員は以下の理由で返還勧告を出しませんでした。

1. 政務調査費の使途を厳密に限定すべきだと認識されだしたのはこの1、2年
2. 長が会計帳簿や領収書等によって支出が適正か否かを調査することが議員や議会の自律性を侵害するものとはいえないとの考え方が判例上確立したのは、ごく最近のことであること
3. この1～2年はともかく、それ以前の政務調査費について市長が使途の調査を行わなかったことに問題はなく、4年前に遡って返還を求めることは議会会派・議員に不測の負担を強いることになる
4. 目的外支出とされたものでも、多くは議員としての活動のために支出され、4年度分も多額の返還を求めることは、会派及び議員の活動に支障を及ぼすことが予想され、ひいては川崎市議会の機能を阻害するおそれもあること。市政における議会の役割や重要性にかんがみれば、そのような事態は避ける

べき。

5. 03～04年度について返還請求を行わないことは、財務会計上の怠る事実当たらない。

川崎市議には、1人当たり月45万円の政務調査費が各会派に支給されていますが、政務調査費の領収書等は市民に全く公開されていませんでした。（平成19年5月より、1件5万円以上の領収書は添付義務付けも、人件費分は添付せず）

今回、個別外部監査での判断基準の概要は以下の通りです。

- ・平成19年5月より施行の川崎市運用指針は適用しない
- ・実費弁償とする。支出があったことが認められないものは全額目的外支出。会計帳簿に記載されている各支出の有無は、領収書又は支払証明書で判断する。それらが存しない支出については、その他の資料又は事実から当該支出の存することが推認される場合は、この限りでない。
- ・支出が認められる活動は会派が主体となつて行われるものに限る。ただし、議員が行う活動であっても、会派としての意思統一がなされ、当該調査活動が会派として行うものであるとの会派の了承が存在する限り、会派が主体となつて行われたものとする。川崎市においては、団会議が年5～60回行われているので、議員個人の活動が会派の意思統一及び了承を離れて行われることは通常はないと一応推認される。会派の意思決定及び了承と無関係に議員個人で行った活動であることが明らかなものに限って会派性を否定し目的外支出とする。
- ・市政に関する調査研究のためのものでないことが明らかなものを除いて、市政の調査・研究のためのものであるとする。
- ・市政の調査研究活動とそれ以外の活動が混在する場合には、実績等が明らかな場合には当該実績に基づいて按分割合を定める。実績等が明らかでない場合には、社会通念や条理に基づいて適切な按分割合を定める。
- ・各種会費の上限は1万円とし、これを超える部分を目的外支出とする。

- ・交通費等について、定額払いは認めないが、実際に要した費用が支給額を上回る場合には全額を、下回る場合には当該費用の限度で支出を認める。個々の政務調査活動との関連性が不明であるものについては、月額5万円（年額60万円）に各会派の議員数を乗じた金額を上限として認める。
- ・昼食代は1人当たり1500円、夕食代として1人当たり3000円まで認める。茶菓子代は1人当たり500円が限度。市庁舎外で会議を行う場合は1人当たり5000円を限度として認める。
- ・宿泊費は市旅費支給条例に基づき、1人当たり1万9800円の限度で認める。
- ・書籍等は市政の調査研究に関連しないことが明らかなものについてのみ目的外支出とし、それ以外は全額認める。同一書籍等の購入は原則として1冊まで認め、2冊目以降の支出は目的外支出とする。会派において保管または管理されていることが望ましいが、資料の保管場所は問わない。
- ・新聞購読料につき、会派控え室において購読されているものは全額認める（ただし各紙1部に限る）。議員個人が購読しているものは、月額4000円に会派所属議員数を乗じた金額以上については目的外とする。
- ・レタックスについては内容が特定されないものについてはもっぱら慶弔のためのものであるとして、全額目的外支出とする。
- ・人件費について、領収書または支払証明書によって当該支払があったと認められるものに限る。これがない場合は、貸金台帳およびこれを裏付ける源泉徴収税の納付書等その他の資料の資料による裏付けを必要とする。被雇用者の従事している業務内容が具体的に特定されない場合、個別に按分割合を算定する。

『政務調査費改革かながわ見張番』の奥田久仁夫総代表は、「03～04年度の目的外支出認定分について返還勧告が出ないのはおかしい。住民訴訟を検討したい」と語っていました。

（配布された内田レポートの数字表記を改め一部をカットした。）

訴 状

2007年11月21日

原告訴訟代理人

弁護士 大川 隆 司  
同 篠 原 義 仁  
同 渡 辺 登代美

横浜地方裁判所

民事部 御 中

〒210-8544 川崎市川崎区砂子1-10-2 ソシオ砂子ビル802号

2007年(平成19年)11月22日 木曜日 第14版

# 「違法」と市長提訴

## 消防署・ホテル混在建物へ融資

### かわさき オンブズ 貸付金返還求める

川崎市が外郭団体の川崎市まちづくり公社に、ホテルと消防署が入る建物の建設資金を融資したのは違法だとして、かわさき市民オンブズマンは21日、阿部孝夫市長を相手取り、同公社に対し貸付金7億3100万円の全額返還を請求することなどを求めた訴訟を横浜地裁に起こした。

訴えによると、同公社は、川崎市中原区丸子東3丁目の市有地に地上21階建ての建物を計画。1、4階を消防署専用部分、5、21階をビジネスホテル専用部分(306室)とし、ビジネスホテルは民間業者に賃貸する予定だ。同公社は昨年5月、約34億円で建設業者と工事請負契約を結

び、工事が始まっている。このビル建設のため、川崎市は市債を発行し、同公社に06年度として7億3100万円を融資し、07年度も2億7200万円を融資することにしている。

オンブズマンはこの融資について、地方自治法で定めた「地方公共団体の事務を処理するための必要な経費」に当たらず、違法もしくは不当な公金の支出と主張。市がビジネスホテルを一時避難所として使うことができないとしている点についても、「無為無策の発想」と指摘している。

そのうえで、市長に対し、06年度分の貸付金の返還を同公社に求め、07年度分の融資を中止するよう求めている。

市まちづくり局企画課は「訴状が届いてから、よく検討し、必要な対応をとりたい」という。





# 十字路

## 後期高齢者医療制度とは

佐々木玲吉

市政だより「かわさき」10月1日号に「75歳以上の医療制度変わります」という記事があります。市長も10月24日のタウンミーティングでそのことに触れ「75歳以上の人々の医療は別枠になり、そのグループだけで独立採算になる」と説明されました。

そこでこれはどういうことなのか、その内容を更に知りたいと思い市健康福祉局を訪ねてみました。すると担当者は「75歳以上の高齢者は今迄の国民健康保険、企業の健康保険、共済組合の保険等よりすべて脱退させられ、ほかの世代からは切り離される。そして後期高齢者医療保険に組み入れられる」と説明されました。法案は「高齢者の医療の確保に関する法律」だとのことでした。

それではその法案を見せてくれないかと申

し入れましたが「こちらには送られていません。私も読んでいませんが、中央からの指示により新制度を知ってもらふ意味で市政だよりに掲載した。」とのことでした。

そこで人を介して、インターネットよりその法案をプリントしてもらいました。「健康保険法等の一部を改正する法律案要綱」全文40ページの中に収められています。

法案はなかなか立派な文言が並んでいます。

「新たな高齢者医療制度の創設」「保険者の再編・統合」「医療者の適正化を推進する」等々、立派に改正されるのだなと感じましたが、よくよく読んでいくとおかしいぞと感ずることが多々できます。羅列してみましよう。

1. 現在家族の被扶養者となっている人も75歳からは保険料を支払う・・・月平均6200円(厚労省試算) 県によって所得によって異なってくるそうですが、その2割、3割アップになる可能性は多分にある

2. 年金額月1万5000円以上の人からは年金より差し引く・・・これに加えて介護保険料も引かれるから年金手取り0に近くなる人も数多くでてくる

3. 支払わない人、支払えない人には保険証は渡されない・・・一旦・・・全額自己負担

4. 現役世代とは別立ての診療報酬の設定・・・老人には高度の・・・医療は施すなということであり、終末、見取りと同じ

5. 70歳から74歳までの患者の窓口負担の引き上げ・・・現在1割であるものが2割へ等々です。

これらより推測すれば、如何に「高齢者に対する適切な医療の給付」「福祉の増進」「保険の向上」等々の法案の上だけで

### 川崎市民の誇り、老後安心の老人医療費助成制度 市長が2008年3月廃止を発表

高齢者の貧困が広がっています。くらしが大変な上に医療費の負担増は低い所得者のくらしと健康を破壊します。市民の健康とくらしを守るのは自治体の仕事です。現行の医療費助成を存続させるために、みんなでぜひ力を合わせ、署名を上げましょう。

### 医療費は無料が世界の常識です

**薬も含め全て無料** ポルトガル・ベルギー

**外来・入院無料** (薬代は少額負担) カナダ・オーストラリア・イギリス・デンマーク・ギリシャ・スペイン

**外来無料** (入院と薬代少額負担) イタリア・オランダ・ドイツ・アイルランド・フランス

◆スウェーデンは外来(年間限度額9,900円)  
入院(1日880円)、薬代(年19,800円)

※(出所)「欧米諸国の医療保障」(週刊社会保障)

美辞麗句を並べ立ててみても、高齢者には負担は増やしてもらいが医療には制限を加える。早く死ねといわんばかりの法律であります。現代版姥捨て山といわれても止むを得ないものです。

このような大変な悪法が昨年6月国会を通過しているのです。しかしテレビでも一般紙でもあまり報道されていません。そのためでしょう、世間の大方の人々はこの事実を知りません。保険財政の健全化ということらしいですが無駄遣いは山ほどあり、他に打つ手はいくらでもある筈です。

後期高齢者1300万人、そのうち200万人が被扶養者といわれています。その大半の人々が国の保険事業から放り出される恐れがあるのです。これでは医療難民が出現するのは必定、今でも多い自殺、家族に見放される老人死、孤独死は増大するでしょう。このような弱者苛めの悪法は即刻撤回させるべきです。

カリブ海の小国キューバでは国民全員、医療費は無料です。中南米の国々も続々とその方向に向かっていきます。ヨーロッパ諸国でも医療費は殆ど無料です。(前のページに某講演会で配布された資料を掲載しています) 75歳以上は別枠にするなんていう法律はありません。一方大国といわれるアメリカ合衆国では公的健康保険に入れない人、入らない人は増え続け、1000万人は下らないとも聞いています。

小泉純一郎が総理の時、彼は「改革だ、改革だ、民間で出来るものは何でも民間へ」と叫びました。彼の頭の中にあるものはアメリカ社会であり、すべてアメリカを模範としているのです。その結果このような健康保険制度の改訂もなされたのです。

テレビ、新聞で連日大宣伝している、アリコ、アフラック、ホームダイレクト等はアメリカの民間生命保険会社であり、彼らは今回の改訂をほくそ笑んで見ていることでしょう。

## トルコ紀行

### その12

望月 文雄

ハットウシヤ (11日目後半)

私がトルコ旅行を決めるキッカケの1つは、ヒッタイト民族が鉄器を生み出した帝国で、聖書ではヘテびとと表現されているということ、1981年の秋NHKの教養番組「鉄を生みだした帝国・ヒッタイト発掘」(講演者・大村幸弘)という番組で見たことにある。番組を見て、出演者の著書が日本放送協会から出版されていることを知り、ただちに購入した。その本のまえがきを読んで、歴史の壮大きさに驚愕した。その部分を紹介しよう。

「19世紀後半に入り、ヒッタイト帝国の存在がおぼろげながらではあったが、浮かびあがってきた。エジプトのテル・エル・アマルナから出土した粘土板(アマルナ文書)のなかに、ハッティ国(ヒッタイト帝国)の王シュピリウマという王名、そしてまたアルザワ国(アナトリア高原南部に位置していたといわれる)とエジプトのアメン・ヘテプ三世との間に交わされた書簡が含まれていた。」(中略)「1906年、彼(ドイツのアッシリア学者、H・ヴィンクラー)は、ボアズキョイの発掘調査に本格的に取り組んだ。(中略)発掘を開始して約一ヶ月ほどしたある日、彼の元に一枚の粘土板が運びこまれた。その粘土板はアッカド語で書かれていた。彼は、それを読み始めた時、一瞬、我を忘れた。その内容があまりにも劇的なものだったからだ。粘土板文書は、エジプトのラムセス二世からヒッタイトの王、ハットウシリ三世に宛てられた書簡で、平和条約(カデシュの戦いの後、両国間に交わされた条約)に関するものだった。ヴィンクラーは、その条約文が、エジプトのカルナック神殿の壁面に刻まれているものとほぼ同一であることを発見したのである。」(以下略)

1981年の初冬、私はこの本を購入し、読み始めたのだが、カタカナの地名が余りにも多く、略図と地名の照合に疲れて、最後まで読み終わらずに投げ出していた。しかし、序文の印象が強烈で、ハットウシャという地名が脳裏に残った。

ヤズルカヤの岩場に刻まれた神像は、ここが自然の神殿なのかもしれないと思った。ハットウシャシュ（大村氏の本ではハットウシャ）とヤズルカヤの距離は3kmだという。バスは広い丘陵地帯に着く。全体がなだらかな盆地状態で、一見、芝生の緩斜面の平原で、東から北へと丘陵が走り、南は土手、その上に石の城壁。中央にはトンネルが掘られている。西方の丘陵ははるかに遠い。

大神殿の跡は土手の下だが、丘の上だ。東西に伸びる土手と城壁の長さは目測で500mか。大神殿跡というけれど、巨大な住居跡という感じだ。入口と説明された所にライオンの置石が1つある。昔は対だったらしいが。その脇に緑の磨かれた石がある。さらにその



4000年昔に造られた大きな甕

横に並んでいる礎石は直系3cm位の真ん丸にドリルで開けたような穴を持っている。穴あけの方法も用途も解明されていない。

区切られた土台が広がる、左手中央。やや下がった所に大きな素焼きの壺が3つならんでいる。今から4000年も前の遺跡なのだ。大村氏の著書によればプロトヒッタイトと目される人々が住み着くのは紀元前2500年頃だという。ヒッタイト帝国がカデシュでエジプトのラムセス二世と戦い、講和したのは紀元前1275年か6年と目され、その史実は否定できないのだ。モーセの出エジプトは紀元前12世紀（BC1200以降）と考察されている。アブラハムの生存が紀元前18世紀（BC1800~1700）であるとすれば、ヒッタイトの定住はずでに実行されていたことになる。

南側の城壁の中央部分にライオン門がある。左右の門柱に獅子頭が付いているが、なぜか左側のは磨耗が激しい。大神殿遺跡の東側にバスが通れる幅の道があり、外側が城壁になっていて、門がある。神殿から見れば東門というべきか。門柱に塑像があり、発見当時は王像と目され、王門といわれていたが、後にその像が王ではなく、衛兵だと判明したが、王門という言い方が定着してしまっているので、呼び方は変更しないという。この遺跡の発掘は現在でも継続され、住民の生活習慣が研究対象になっているとガイドのサイトさんの説明。発掘した遺物は殆どがアンカラのアナトリア文明博物館に収められているという。発掘現場にも瀟洒な博物館を造ればいいのと旅行の最後のアンケートに書いた。

東京 2011.11.23

# 「不当に高額、裁量権逸脱」

## 麻生の山林を市 民から買い戻し 市民ら住民監査請求

川崎市麻生区千種寺の山林（約六千六百平方メートル）を、市が市地開発公社から約十億円で買い戻したのを、不当に高額で裁量権を逸脱しているとして、市民団体「かわさき市民オンブズマン」などは二十二日、市の鑑定評価額一億六千六百万円などについて、市に監査請求などによる、市

円などの差額について、阿部孝夫市長と関係職員を相手に、市に返還させるよう求める住民監査請求を市監査委員に行った。

請求したのは、同団体と市民約三百四十人。監査請求などによると、市

は一九九〇年十月、山林

した。

同団体は、隣接地の路線などを基に、山林の評価額を四千万〜八千万円と算出。市の鑑定評価額などと比べても「再取得額は高額」と指摘。「最少の経費で最大の効果を上げなければならぬ」とした地方自治法などに違反している」と主張している。

市は、市の鑑定評価額は、買い戻し時に国の補助を受けるためと説明。再取得額も公有地拡大推進法に基づき、同公社と交わした基本協定に規定され、適正としている。

（飯田克志）



## 編集後記

○11月の幹事会は「かながわ」と合同で行い22名の参加をみた。半数の11名が「かわさき」のメンバーでほっとした。その成果を本誌に纏めるべく編集を始めたところ、ものの見事にPCがぶっ壊れ、送って頂いた原稿は勿論、会員名簿、メールアドレスなどすべてが消えてしまった。送稿して下さった方々、会報遅れをご容赦くださった皆さん、本当に申し訳ありませんでした。

○このところ監査請求3件、監査請求棄却を踏まえた住民訴訟2件を立て続けに行いました。本誌では訴状のトップ部分と新聞報道を収録しました。珍しいことに市の監査事務局の職員が忙しいと悲鳴を上げていました。

「政務調査費改革かながわ見張番」の監査請求の他にはどんな団体あるいは個人が請求しているのか分かりませんが、市民が市政に強い関心を持つことは素晴らしいことだと思います。なお、訴状は近日、ホームページにアップできると思います。また連絡会議事務局の

内田さんのレポートは原文の数字が読みにくいので漢字混じりに改めたものです。

○会計報告で訴訟積立金などを明らかにしているためひとところに比べ金銭的にだいぶゆとり(?)があるように思われ会費納入状況が悪いのですが活動すれば金がかかりますし、会員としても会を支える意味で本年度会費未納の方は本年中も、なるべく早めに納入をお願いします。

○会報編集用のPCのアドレスが変わりました。sy0608@mh.point.ne.jpです。

○12月3日発行予定の本誌の発行が13日にずれこみました。会報を手にとられて間もなく12月の拡大幹事会+忘年会があります。会報の裏表紙の日程をご覧頂き参加可能な活動には進んでご参加ください。

○直接お目にかかれない方には本年最後の通信です。本年は参議院の与野党の勢力逆転初め、首相交代、守屋防衛省事務次官、老舗の悪質な改竄の暴露、テロ特措法など話題に事欠きませんでした。来年は何が持ち上がるか。ともあれ佳いお年を！そして来年もよろしくお願ひ致します。(清水)

## 会計報告 2007年4月1日～2007年11月24日

### 一般会計

収 入 (円)		支 出 (円)	
前期繰越	1,053,260	会報発行費	74,759
会費	291,000	コピー代	27,559
資料販売	10,500	情報公開請求	1,750
寄付金	56,067	会場費	19,648
利息	1,119	訴訟経費	52,540
		旅費交通費	98,465
		事務用品費	0
		通信費	1,580
		備品消耗品費	4,162
		図書費	0
		全国会費	10,000
		講師料	10,000
		HP管理費	5,000
		雑費	3,200
		予備費	0
収入合計	1,411,946	支出合計	308,663
		残高	1,103,283
訴訟積立金			2,000,000

## 今後の予定

## 定例会・学習会 いずれもどなたでも ご参加いただけます

- |           |                 |       |         |
|-----------|-----------------|-------|---------|
| 12月13日(木) | 会報第62号印刷・発送     | 13:30 | 中原区役所   |
| 12月18日(火) | 第8回拡大幹事会<br>忘年会 | 18:00 | 中原市民館和室 |
| 12月21日(金) | 王禅寺意見陳述         | 15:00 | 監査事務局   |
| 2008年     |                 |       |         |
| 1月15日(火)  | 第9回拡大幹事会        | 18:30 | 中原市民館和室 |
| 1月25日(金)  | 会報第63号原稿締切日     |       |         |
| 2月1日(金)   | 会報第63号印刷発送      | 13:30 | 中原区役所予定 |
| 2月4日(月)   | 消防署+ホテル第1回公判    | 11:00 | 横浜地裁    |
| 2月19日(火)  | 第10回拡大幹事会       | 18:30 | 中原市民館和室 |

会報の発行が遅れました。  
申し訳ありませんでした。

発行 **かわさき市民オンブズマン**

所在地 〒210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2号

ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内

TEL 044-211-0121 FAX 044-211-0123

振替 00270-3-85629

<http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp/>

E-mail: [esihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp](mailto:esihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp)

会報第62号 編集スタッフ清水芳治・佐々木玲吉 2007. 12. 13